生産緑地地区の買取り申出の流れ

買取り申出事由の発生

①主たる従事者の死亡　②主たる従事者の故障　③期間経過

↓

事前相談

・必要書類等の説明
・手続き期間およびその他の必要手続きの説明
・発生事由が買取り申出の要件に該当するかの確認
※【②故障の場合】農林業従事の不可能な旨を記載した医師の診断書の提出の上で、面談を実施。その結果において故障認定の可否を判断をします。

↓

①主たる従事者の死亡
②主たる従事者の故障

↓

主たる従事者の証明書の発行

【窓口】青梅市役所３階　農業委員会

③期間経過

・生産緑地地区に指定後、30 年経過し、特定生産緑地の指定を受けていない。
・特定生産緑地に指定後、10 年経過し、指定の更新を受けていない。

↓

市長への買取り申出

書類が揃い次第、買取り申出の提出が可能となる。

↓

買い取る旨の通知

買取り申出から１カ月以内
（都市計画課から所有者へ通知）

↓

価格の協議

↓

法律の目的に従った適切な管理

買い取らない旨の通知

買取り申出から１カ月以内
（都市計画課から所有者へ通知）

↓

農業委員会を通じて、農林業希望者へのあっせん

↓

あっせん成立の場合、農地等として生産緑地の継続・管理

あっせん不調かつ所有権移転をしていない場合には、行為制限の解除
（買取り申出から３カ月後）